

第4次玉野市子ども読書活動 推進計画

～たまのふれあい読書プラン～



令和3年3月
玉 野 市

— 目 次 —

第1章 計画策定の基本的な考え方

- 1 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の策定にあたって・・・・・・・・・・(1)
- 2 子ども読書活動推進の意義・・・・・・・・・・(1)

第2章 第3次計画の成果と課題

- 1 第3次玉野市子ども読書活動推進計画の体系・・・・・・・・・・(2)
- 2 第3次玉野市子ども読書活動推進計画の成果と課題
(1) 家庭・地域における読書活動の成果と課題・・・・・・・・・・(3)
(2) 学校等における読書活動の成果と課題・・・・・・・・・・(5)
(3) 市立図書館における読書活動の成果と課題・・・・・・・・・・(8)

第3章 第4次計画推進のための施策

- 1 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の体系・・・・・・・・・・(11)
- 2 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の推進のための施策
(1) 家庭・地域における読書活動の推進・・・・・・・・・・(12)
(2) 学校等における読書活動の推進・・・・・・・・・・(13)
(3) 市立図書館における読書活動の推進・・・・・・・・・・(17)
(4) 子どもの年齢に応じた読書活動推進の働きかけ・・・・・・・・・・(19)
(5) 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の相互協力と啓発活動の推進・・・(20)
- 3 第4次玉野市子ども読書活動推進計画で実行する3つの取組・・・・・・・・・・(21)

資料

- ・統計
- ・玉野市子ども読書活動関連事業一覧
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・文字・活字文化振興法
- ・学校図書館法
- ・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の策定にあたって

子どもの読書活動は、子どもたちが豊かな言葉を自分のものとして感性を磨き、想像力や表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力や考える力を養い、人生をより豊かに生きる力を身に付けていく上で不可欠のものです。

玉野市においては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、さらには第1次・第2次・第3次の「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどろんどろん読書プラン～」などの国や県の動きを受け、平成17年3月に「玉野市子ども読書活動推進計画」(第1次計画)、平成22年3月に第2次計画、平成27年3月に第3次計画をそれぞれ策定し、家庭・学校・地域で関係機関や団体等と連携しながら、様々な取組を実施してまいりました。

子どもたちを取り巻く環境をはじめ、社会の状況は急速に変化しており、最近のインターネットやスマートフォン等の普及は、私たちの生活に利便さをもたらしましたが、一方で、子どもたちの表現力やコミュニケーション能力の低下などを引き起こしているとの指摘があります。

そこで、これまでの取組を踏まえ、その成果と課題を明らかにするとともに、現在の子どもたちを取り巻く状況を考慮し、今後の施策の方向性を示すことが重要であると考え、本推進計画を策定いたしました。

策定に当たっては、今まで同様市民代表や学校関係者など、幅広い層からの意見を取り入れました。本推進計画の実施期間は、令和3年度からの概ね5年間とします。

2 子ども読書活動推進の意義

子どもたちの読書は、夢や希望を与え、知的好奇心を満足させてくれるとともに、生きるために必要な想像力や思考力を養い、表現力を豊かにします。また、生涯にわたり自分を支え、成長させていく力の源ともなります。

特に幼い子どもは、身近な大人に物語を語ってもらったり、本を読んでもらったりすることにより、言葉の豊かさや楽しさに触れるとともに、愛されているという安心感を実感し、他者と感情を共有することの喜びを味わいます。

子どもたちが読書を楽しむ習慣を身に付けるには、身近な家族などの大人たちが読書を楽しんでいる姿を、見ながら育つことが大切です。そのためには、子どもたちだけではなく、大人も読書する習慣を身に付ける必要があります。そして、親子で一緒に同じ本を読んで語り合うことができれば、親子関係は、より温かく豊かなものになるでしょう。また、生涯学習の視点から、地域の大人が個人の学習成果や知識・経験等を生かして地域の子どもたちの読書活動に関わることで、「学びの循環」が生まれ、地域の教育力の向上、いきいきした自己実現と豊かで活力のある自立した地域社会づくりにもつながっていきます。

これらのことを玉野市民一人一人が認識し、社会全体で積極的に子どもの読書活動を支援し推進していくことは、大変重要で意義深いことです。

第2章 第3次計画の成果と課題

1 第3次玉野市子ども読書活動推進計画の体系



2 第3次玉野市子ども読書活動推進計画の成果と課題

(1) 家庭・地域における読書活動の成果と課題

① 家庭における読書活動

10か月児健診時に行うブックスタート事業は、親子が乳児期から絵本を介してふれあいのひとときを育んでいます。この事業が始まって17年目を迎えていますが、家庭でも読み聞かせをする保護者が増えつつあります。また、玉野市立図書館のお話の部屋および移転後の「あかちゃんえほんコーナー」においても、乳幼児と一緒に親子の利用も多くなり読書への関心が高まっています。

また幼児期の読み聞かせの重要性について記載しているパンフレット「親学」の配布を随所で行ったり、「親育ち応援学習プログラム※1」として絵本を通じたコミュニケーションについて学習するプログラムを実施するなど、幼児期の読み聞かせの重要性について周知しています。

今後は、各施設にブックスタート事業の啓発活動を行い、より多くの保護者に参加を働きかける必要があります。また、パンフレット「親学」の配布や「親育ち応援学習プログラム」を通して、家庭における乳・幼児期の絵本の読み聞かせが、“ともに楽しむ”親子のふれあいのひとときを深め、思春期までの読書活動が“読書の楽しさ”を育むことの重要性について、家庭の理解を促す必要があります。

② 地域における読書活動

児童館の子育て支援の活動である『にこにこタイム親子ふれあい活動』（『わくわくランド巡回児童館事業』『えほんの時間』）では、年齢に応じた絵本や紙芝居にふれることにより、読書の楽しさを親子で共有する時間をもつことができましたが、今後は、保護者へ絵本の紹介を積極的に行うことにより、家庭での読み聞かせの支援につなげていく必要があります。

公民館では、「玉野市地域子ども楽級」の活動の一つとして、行事の際に紙芝居や絵本の読み聞かせを行い、子どもたちが読書に親しむ取組を行っています。また、公民館図書室を開放して子どもたちが本にふれあうことができる環境づくりをしています。今後は、各地域の子ども楽級の活動に読書や絵本の読み聞かせを取り入れ、定着化を図る必要があります。

一部の幼児クラブでは、ボランティアによるおはなし会の取組を推進しています。家庭での読み聞かせの大切さを伝え、親子で絵本の楽しさや感動を共有するひとときとなっています。今後はボランティアの参加者を増やして、全幼児クラブにおはなし会を広める必要があります。

児童館図書室やすこやかセンタープレイルームには、赤ちゃん絵本や幼児向けの絵本をそろえて親子がいつでも手に取ることができる環境づくりをしています。このような環境を他の施設にも広めていくことが必要です。

※1 親育ち応援学習プログラム — 「親育ち応援学習プログラム（通称：親プロ）」は、これから親になろうとする若い世代の方から、現在子育て真っ最中の方、そして孫育て期の祖父母の方まで、幅広い年代の方を対象にした「親育ち」を応援するために、平成23年3月に岡山県地域家庭教育推進協議会及び岡山県教育委員会が開発した学習プログラム。

ブックスタートの取組

○ブックスタートとは

ブックスタートは、市区町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃん」と絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。赤ちゃんと保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間をもつきっかけを届けます。

○玉野市での取組

多くの自治体では、すべての赤ちゃんに出会うため、受診率が高い0歳児集団健診でブックスタートを実施しています。玉野市でも、10ヶ月児を対象とした乳児検診の会場で、一組ずつの赤ちゃんと保護者にブックスタート・パックを手渡ししています。

ブックスタート・パックには、絵本の他に、玉野市立図書館が作成した赤ちゃん向けの絵本リスト「この絵本よんで」と、図書館でのおはなし会の案内が入っています。

会場では、ただ絵本を配るだけではなく、司書やボランティアがそれぞれの赤ちゃんと保護者に読み聞かせを行い、絵本を開く時間の楽しさをその場で体験してもらいます。実際の体験が、家庭でもまた絵本を開いてみようという何よりのきっかけになります。また、絵本をプレゼントすることで、家庭ですぐに絵本を楽しむ機会をもつことができます。

絵本は、赤ちゃんに優しく語りかけ共に過ごす時間を、ごく自然に作り出します。ブックスタート事業には、「絵本を開くことで、だれもが楽しく、赤ちゃんとうっくり心ふれあうひとときをもてるように」という願いが込められています。



参考ホームページ NPO ブックスタート

<http://www.bookstart.or.jp/>

(2) 学校等における読書活動の成果と課題

① 保育園・幼稚園・認定こども園の園児の読書活動

園では、絵本の読み聞かせを積極的に行い、子どもの絵本への興味・関心を深めたり、ゆったりとした保育者とのふれあいの中で、子どもたちの心が安定したりするような取組を行っています。また、仕事や子育てで忙しい中でも親子ともに心の安定が図れるよう、親子で絵本を見るきっかけづくりについて考え働きかけています。

具体的には、園文庫の貸出し・絵本の読み聞かせ・園文庫以外の絵本の利用等の取組を行っています。

園文庫の貸出しについては、貸出し期間を工夫して、各家庭のペースに合わせて借りることができるようにしています。また、クラスごとに借りる日を決め、全員が借りて帰ることができる日を設けたことで、親子で返却する際に、新たに絵本を借りて帰る姿も見られるようになり、より絵本に親しむ様子が見られました。さらに、保育者やボランティアのすすめ絵本を紹介することで、様々なジャンルの絵本に触れる機会になった園もあります。しかし、園文庫を利用する人と利用しない人との差が大きく、家庭で絵本に親しむ機会の少ない園児がいることが課題となっています。絵本への意識が低い保護者に対して、親子で絵本に親しむ大切さについて引き続き啓発を行っていく必要があります。

絵本の読み聞かせについては、毎日の担任による読み聞かせの他に、保護者や地域ボランティアの方々による読み聞かせを行っています。クラスの実態に沿いながら、できるだけ毎日絵本に触れられるよう読み聞かせを行うことで、絵本を読んでもらうことを喜び、興味・関心をもつとともに、言語力・想像力・思考力等の育ちも見られています。また、様々なボランティアの方々の協力を得ることで、園児は、絵本への関心が深まるだけでなく、ボランティアの方々に親しみをもち、人とかかわる楽しさを味わうこともできています。ただ、ボランティアの希望者が限られており、同じ方への負担軽減や、行事等の兼ね合いで読み聞かせ回数を見直す必要のある園もあり、取組方には工夫・改善の余地があります。また、クラスごとに全員が同じ月刊絵本を購入している園もあります。保育の中で活用し、友達と同じ絵本を見ることで話をするきっかけになったり、季節や年齢に合った内容に興味や関心を持ったりしています。月末に持ち帰ることで、家庭での読み聞かせを促すようにもしています。保育園・認定こども園では、園庭開放での絵本の読み聞かせを行い、園の子どもと地域の子どもと一緒に絵本の時間を楽しみ、当日来園した保護者にも絵本の読み方や与え方を知ってもらう良い機会になっています。幼稚園では、親子でスキンシップを図りながら一対一で親子読書に取り組んでいる園もあり、親子ともに心の安定につながっている一方で、来園する回数が増えることで保護者への負担が増してしまうという課題も見られています。

園文庫以外の絵本の利用等の取組については、市立図書館から毎月搬送される50冊の絵本を貸出し図書にしたり、移動図書館車「めばる号」を利用する園、市立図書館や地域の小学校の図書室を利用する園もあるなど、園だけでは触れられない様々な絵本を利用できる機会となっています。保護者、地域、校種間の連携を深めていくことで、幼児期からの読書環境がさらに充実したものとなるようにしていきたいと考えています。

② 小・中・高等学校の児童生徒の読書活動

学校では、児童生徒の発達段階に応じた読書指導等の年間計画を基に、各教科や道徳、総合的な学習の時間等を通じて読書指導の充実を図り、各種図書リストの発行や読み聞かせ・ブックトーク※2等の本の紹介や、図書委員会を中心に行われる読書週間行事の様々な取組により、読書に対する興味や関心を高めてきました。また、全校一斉の読書活動「朝の読書」や図書館だより等での読書の啓発活動により、読書習慣の確立を推進してきました。

「朝の読書」は、ほとんどの小・中学校で実践されており、一日を落ち着いた雰囲気ですタートさせる有効な取組となっています。一方で、学力向上が求められ、「朝の学習」自体の内容を見直しをされている学校が多く、朝、読書活動に時間を割くことができず、読書時間の確保に苦慮する学校も増えてきています。

学校図書館や図書委員会では、読書意欲を高めるため、読み聞かせ、クイズ、イベント等、各校で工夫した取組が行われています。一方で、活動時間の確保や、指導する教職員の時間確保など、児童生徒がより主体的な活動をするための工夫が必要と考えています。

保護者や地域ボランティアによる読み聞かせは、「朝の読書」や読書週間行事の一環として進められ、児童生徒の読書に対する興味付けや地域の人たちとの交流の場になっています。また、地域の老人ホームや保育園・幼稚園・認定こども園、小学校を訪問して、絵本や紙芝居などの読み聞かせ等を行い、お年寄りや異校種の子ども達同士で、親交を深めている学校もあります。これらの活動により、多くの出会いを通して、互いを理解し合うことができるなど、地域との深まりを図ることができています。今後も、ボランティアの人々との連携を進めるとともに、読み聞かせについての研修を進め、よりよい活動に高める必要があります。

《小学校》

小学校では、国語や総合的な学習の時間など、授業中の図書館利用については充実し、学校図書館の有効活用がなされています。一方で、授業以外で図書館を利用したり、図書資料や新聞を読んだりする機会が少ない児童が増加し、読書が好きと答える児童が次第に減少してきています。読書に肯定的な児童に対しては読書の質を高める活動、否定的な児童に対しては読書を習慣づける活動など、双方に向けての働きかけが必要となってきます。

学校図書館の開放については、積極的な広報により、利用者が一定数確保されています。しかしながら、児童への貸出しが中心で、保護者についての貸出しはほとんど行われていない状況です。また、夏季休業中の暑さ対策が叫ばれる中、学校図書館への来館のための安全確保等に課題があり、利用数の増加には、開館時間の変更や、来館方法の再検討など大きな課題があります。

※2 ブックトーク — 特定のテーマを決めて何冊かの本を順序よく紹介し、その利用を促す活動。

《中学校》

中学校では、朝読書や読書週間行事等を通して、図書館を利用する生徒が増えたり、精神的な落ち着きが見られたりするようになりましたが、読書を楽しむ生徒とそうでない生徒は二極化の傾向があり、読書の習慣化にはなかなかつながっていないところがあります。

ライトノベルと呼ばれるジャンルに傾きがちな読書傾向を、どのように他のジャンルに向けていくか、朝読書の時間以外に本を手にとらない生徒をどのように読書や図書館に向けていくかが、今後の大きな課題です。そのためには、行事の新しい企画や生徒を引きつける工夫のほかに、各教科の授業や総合的な学習の時間で図書館を利用していくことも重要になってきます。

生徒による委員会活動やボランティア活動では、学区の保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等で読み聞かせを行っています。園児・児童と交流を図れる貴重な機会となっており、生徒は充実感や自己有用感を味わうことができています。一方で、中学校も各学校園も多忙化し、日程調整や練習時間の確保が難しくなっており、自信をもって活動に取組にくいなどの課題もあり、さらなる指導の工夫が必要とされています。

《高等学校》

高等学校では、図書館だよりの配布や、季節ごとの図書館展示、文化祭での展示等を通して、生徒が本を手にとる機会を作ってきました。また、保健室に書籍コーナーを設置したり、各教室に新聞、職員室に小論文関係の書籍を設置したりすることで、図書館以外の場所でも生徒や教職員が書籍に触れる機会を増やしました。さらに、生徒や教職員からのリクエスト資料を積極的に蔵書に加えることで、図書館の活用につながっています。

ただ、このような取組で図書館を利用する生徒は限定されているため、図書専用の掲示板を活用して広報を行ったり、図書委員会の活動で、多くの生徒が読書に興味をもつような企画を行ったりしていくことが必要です。また、生徒の多様なニーズに応えることができるよう、図書館の蔵書を充実させていくことも今後の課題です。

③ 教職員の資質の向上

学校図書館司書※3は、学校における読書活動推進の要となる存在です。現在、全小中学校に専任の学校図書館司書が配置され、児童生徒の読書活動の支援が充実しています。

司書教諭※4の発令も、学校図書館法の基準（12学級以上の学校に設置）以上に進んでいます。学校図書館の重要性や役割については、教職員全体の共通理解が図られ、司書教諭（または学校図書担当教諭）を中心に教職員の協力体制も進んできています。

教職員の研修については、学校図書館司書を中心に、学校図書館と授業をつなぐ取組について、実践事例が蓄積され、方法の共有が図られ、読書活動の充実に向けての取組を行っています。

今後は、GIGAスクール構想※5の実現により、学習用端末が一人一台整備され、インターネットでの情報収集がより活発に行われるようになることが予想されます。このような状況下で、学校図書館活用とICT機器の活用のベストミックスを図ることができるよう、双方の利点の把握や、情報収集の目的に応じて、適切に選択していくことについての研修の充実を図る必要があります。

※3 学校図書館司書 — 学校図書館において学校図書館の管理・運営、資料の収集・保管、貸出し・返却等の図書館に固有の専門的業務に従事する職員。

※4 司書教諭 — 教諭として採用されたものが、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

※5 GIGAスクール構想 — 文部科学省が進める、義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の略。

④ 学校図書館の整備

学校図書館では、児童生徒の読書活動、学習活動を支えるために、計画的に資料を収集、更新し、利用の促進を図ってきました。それにより、家庭における児童生徒の読書環境は個人差がある中で、学校図書館は全ての児童生徒が気軽に様々な種類の本に出会うことができる場となっています。また、児童生徒や教職員から要望のある図書が学校図書館にない場合には、玉野市立図書館や岡山県立図書館などとも連携して資料を提供することができています。

学習指導要領の改訂にともない授業での利活用は増加傾向にありますが、各教科等での調べ学習や探究学習における多様なニーズに応え、主体的・対話的で深い学びを実現するためには、より幅広く充実した蔵書が必要となります。さらに、今日の情報通信手段の普及やGIGAスクール構想による学び方の変化に対応するためには、図書資料だけではなく、電子資料やネットワーク情報資源をはじめとした様々な形式の資料を備えておく必要があります。

学校図書館の情報化では、平成26年度までに市内の全小中学校に導入した図書館蔵書システム※6を更新しながら蔵書管理を行っていますが、その機能は充分とは言えません。長年の課題である学校間での横断検索についても実現に向けてさらに検討を重ねる必要があります。

(3) 市立図書館における読書活動の成果と課題

① 子ども向けサービスの充実

第3次計画の施策では、【読み聞かせ・おはなし会の充実】、【子どもの読書に関する情報提供】、【司書※7の資質向上】の3点を“子ども向けサービスの充実”のための施策として掲げ、読書活動の推進を図ってまいりました。

【読み聞かせ・おはなし会の充実】に関しては、ブックスタート事業が順調に定着し、おはなし会についても、移転リニューアルを機に、「まいにちおはなし会」や「おはなしのひろばスペシャル」の開催をはじめ、一定の充実を図ることができたと考えています。一方で、定例のおはなし会については順調な開催はできていますが、参加者の固定化や年齢層の偏りが見られ、この解決が今後の課題と捉えています。また、移動図書館車を活用しての“市立図書館から離れた地域でのおはなし会や読み聞かせの実施”については実施が進んでおりませんが、要望に応じて随時開催できる体制は整えられており、関係者への案内・周知を今後進めていく必要があります。

【子どもの読書に関する情報提供】では、“各年齢層の児童・生徒、またその保護者や関係者に向けた図書資料リスト作成・提供”を目標としていました。現在、移転リニューアル後も継続して設置している『よいえほん』コーナーの資料リストを作成して活用しており、利用者の方に喜んでいただいています。その他にも東京子ども図書館が作成した「本をよんでもらってうれしいさん」等の資料を利用して案内に努めています。もう一つの目標である“子どもや保護者、読書ボランティア等を対象とした講演会や講座の開催”については、未だ開催回数は少ないものの、出版社や団体等の協力を得て随時開催および今後も予定しています。

【司書の資質向上】については、指定管理者においては各職員のレベルに合わせた研修を必須としているほか、県立図書館等主催の外部研修への積極的参加が実現できており、一定の資質向上が図れていると考えています。引き続き継続して、レベルアップを図っていきます。

※6 図書館蔵書システム — データベースを活用して保有する図書を管理するシステム。

※7 司書 — 図書館法に定められる資格を有し、図書館で図書の保存・整理・閲覧の事務を取り扱う。

② 読書環境の整備

図書館は、子ども自身が読む本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であるという基本姿勢から、市立図書館での読書環境整備は非常に重要な課題であると捉えています。移転リニューアルにあたっては、広い開架スペースと“おはなしのへや”、ティーンズコーナーの設置が実現し、さらに、保護者の方々もゆっくりと本を選び、情報交換が可能な場所として“ママともコーナー”も設けるなど、施設的な面で大きく環境が向上しました。このことに合わせて、書架の配置・サインの充実・各種展示の実施などに重点的に取り組んでおり、多くの図書利用につながっていると考えています。また、一般的に公共図書館は0～2歳くらいの子どものもつ“子育て世代”の方が非常に利用しにくい傾向にありますが、玉野市立図書館はこの世代の方が大変利用しやすい環境となっており、全国でも有数の特徴として挙げることができると考えています。一方で、幅広い読書が望まれる中・高生に関しては、多くの来館があるものの、まだまだ図書資料の利用につながっていないと考えており、引き続き利用促進を図ることが課題と捉えています。

【資料の充実】については、各年齢に応じた選定と充実を図ることができており、今後も継続して実施していく予定です。ここでの施策として挙げていた“ヤングコーナーの掲示・展示の工夫”では、現・ティーンズコーナーにおいて、各校図書委員による展示や、チャレンジワーク※8他での参加生徒によるお薦め本紹介、映画・アニメ化を切り口とした『映像化原作コーナー』、『受験対策コーナー』の設置等々、様々な工夫をこらして現在も取り組んでいます。『ティーンズ向け図書館だより』の定期的な発行も軌道に乗っており、今後も継続していく予定です。各公民館図書室の環境整備については、毎年開催している図書貸出員会議で意見交換や協議をおこない、配本内容の変更・改善を中心に向上を図っているほか、随時公民館図書室からの要望を伺い、館外資料の充実を通じて環境づくりを進めています。

【ホームページの整備】については、旧システムにおいても一定の頻度での更新による情報提供を図ることができたと考えていますが、やはり更新作業の難しさやレイアウト等に起因する見づらさの面が大きな課題となっていました。これを解消するため、また中央公民館との融合を踏まえて、2017年4月からホームページリニューアルの検討を開始し、同10月から運用を開始いたしました。この結果、画面の見やすさや情報量等が大幅に向上し、併せてCMS（コンテンツマネジメントシステム）※9の導入も行ったことにより更新作業量が軽減でき、より早く正確な情報が提供できるようになりました。現在は独立した子ども向けページは設けていませんが、総合的に判断して検討を進めていきます。

※8 チャレンジワーク ― 主に中学校で行われる、生徒による職業体験活動。

※9 CMS（コンテンツマネジメントシステム） ― web制作に必要な専門的な知識がなくても、webサイトやコンテンツを構築・管理・更新できるシステム。

③ 他の機関との連携

市立図書館では、図書館と幼稚園・保育園・認定こども園間において、定期的な図書資料 50 冊の搬送を行い、園児の読書環境の充実、及び市立図書館の図書資料の有効な利用促進を図っています。また、学校関係者とも連携を図りながら、児童生徒の総合的な学習や各教科の調べ学習等への支援も継続して行っているところです。

【各施設との連携】においては、児童館・公民館・すこやかセンター等に、イベント情報の提供や資料の支援を行うことを目標としていました。移転後のイベント数の大幅増加や広報活動への注力に合わせ、随時、チラシ・ポスターの設置、図書館だよりの毎月の送付等々の取組によりある程度の成果が上がっていると考えています。一方で、児童館、すこやかセンター等への資料支援については、先方からの要望に応えた資料の準備、団体貸出を実施していますが、市立図書館からの働きかけについては今後の課題と考えています。

【学校図書館への支援と協力】については、引き続き団体貸出を中心に実施し、一定の成果が上がっていると考えています。2018 年 7 月からは市立図書館が窓口となり、岡山県立図書館が実施している『資料搬送を伴う市町村組合立学校への協力貸出し（試行）』事業に参加しており、より多様で幅広い分野の資料提供が可能となっています。また、学校からの要望に応えての『県立図書館 ヨムヨム巡回展示』の開催や、外部講師を招いての合同研修も実施しており、今後も相互のスキルアップと研修に努める予定です。一方で、相互の情報交換に関しては、定期的な連絡会開催実現が未だ不十分と考えており、今後の課題として取り組む必要があります。

④ ボランティア団体等との協働

ボランティア団体等との協働については、市立図書館が組織する「絵本だいすきたまの」をはじめ、多くの個人・団体に積極的な協力をいただいております。読書推進に大きく資することができたと考えています。今後も良好な関係と支援を継続し、更に発展させていく予定です。

【ボランティアへの活動支援】では、従来 2 ヶ月に 1 回であった「絵本だいすきたまの」との連絡・研修会を毎月 1 回に変更し開催しているほか、資料・備品等の提供も積極的に行っています。また、関係団体の情報収集に努め各部署とも連携の上、多くの団体・個人の方に市立図書館で活動していただける様になりました。新たに開始した“おもちゃの病院”事業や“えいごで本をたのしもう！”をはじめ、従来の「図書館まつり」に代わる“おはなしのひろばスペシャル”（年 3～4 回開催）でも多くのボランティアの方々に協力をいただいております。2019 年からは“子ども司書養成講座”を開催しており、参加された子ども達が、引き続き司書の仕事を手伝いに来てくれるなど、大変うれしい成果があがっています。課題としていた中・高生の活動の場の提供については、夏のボランティア体験やチャレンジワーク、インターンシップ等の受け入れを原則制限なく積極的に実施することで、実現を図ってきました。一方でスケジュールの重複等による作業・業務内容の質低下が懸念されるため、人数・期間等を総合的に考慮し、より良い支援ができる様、検討を進めていく必要があります。

【ボランティアの養成】については、「①子ども向けサービスの充実」の項でも記しましたが、子どもや保護者、読書ボランティア等を対象とした講演会や講座の開催を推進しているほか、司書が毎日実施している“まいにちおはなし会”において、参加した方に読み聞かせのしかたや本の選び方などを積極的に伝えることで一定の成果があがっていると考えており、ボランティアの養成に引き続きつなげていきます。また、市内外の関係各部署・団体と良好な関係を継続し、更なるネットワークづくりに努めていきます。

第3章 第4次計画推進のための施策

1 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の体系



2 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の推進のための施策

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

① 家庭における読書活動の推進

保護者・子どもへの読書の働きかけ

- ・ブックスタート事業の取組を継続して行います。引き続き健診時に乳幼児家庭に配布し、絵本の読み聞かせを紹介することで、絵本を通じたふれあいのある育児のあり方に意識を向けていただくとともに、親子ともに読書習慣が身につくよう推進していきます。また、読み聞かせに興味をもつ保護者に対し、乳児向けのブックセットの貸出しを通じ、楽しい読書習慣が家庭内で育まれるよう支援します。
- ・パンフレット「親学」の配布を行い、また内容を掲示するなど乳幼児期から思春期における読書の重要性について理解を促し、家庭での絵本の読み聞かせに対して関心を高められるよう意識啓発を行います。
- ・保育園・幼稚園・認定こども園、小・中学校での参観日・保護者会等を通じ、絵本を通じたコミュニケーションや親子で本にふれる事の楽しみ方などの学習プログラムへの参加を促し、家庭での読書習慣につながるよう働きかけます。
- ・子どもを中心に家庭で同じ本を読み、家族の絆の一層の深まりを目指す家読（うちどく）※10の実施を推進します。

各種情報の提供

- ・各家庭に対して、図書館や各施設で開催されるおはなし会や保育園、幼稚園、認定こども園等で行われている読み聞かせなどの取組を、様々な機会で見守る機会に情報提供します。
- ・スマートフォンの普及を活用した、SNS等のコミュニケーションツールや、「たまの子育てアプリ※11」等を利用して、最新の情報の提供に努めます。
- ・イベント、ボランティア活動等に対する理解を深めてもらうために、新聞メディア、広報たまの等に積極的に情報を発信していきます。

② 地域における読書活動の推進

各施設等での読書活動の推進（移動図書館車の利用）

- ・児童館が行う地域の子育ての支援活動『にこにこタイム親子ふれあい活動』（『わくわくランド巡回児童館事業』『えほんの時間』）の充実を図り、親子が読書の楽しさを共有する時間を過ごす中で乳幼児期における読書への関心を高めていきます。絵本の読み聞かせを通して保護者に読み聞かせについて知る機会を提供し、保護者の読書、読み聞かせへの関心を高めるとともに、各地域の親子が読書活動に参加して仲間の輪が広がるよう働きかけます。
- ・「子ども楽級」の活動に、読み聞かせ等の読書活動を取り入れやすくし、子どもたちに本に親しむ機会を提供し、読書活動に興味・関心をもってもらうことができるようにします。そのために連絡会で読書活動に取り組んでいる団体を紹介し、計画に取り入れやすくします。引き続き公民館の図書室の開放を促進し、地域の中でも読書に親しむことができる環境づくりに努めます。
- ・幼児クラブの活動に、ボランティアによるお話を定着させ、親子の読み聞かせの大切さを地域に広めていきます。そのために読書活動に取り組んでいる団体を紹介するなど、計画に取り入れやすくします。

※10 家読（うちどく） — 家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合うなどの行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。

※11 たまの子育てアプリ — 子育てに関する様々な情報を提供する子育て支援アプリ。

- ・ 移動図書館車「めばる号」を開園時間中の園など子どもが利用しやすい場所や時間帯に出張することを検討します。そうすることで、市立図書館に足を運ぶことが困難な地域の子どもがより多くの本に触れる機会を提供し、利用の促進につなげます。

行事等の情報提供と資料の充実

- ・ 広報紙だけでなく、インターネットを日常的に活用する保護者、子どもたちが情報を受け取りやすくするため、ホームページや Facebook などを経た情報提供を行い、各施設やその活動に興味・関心をもつことができるようにします。発信する情報は、レイアウトを工夫するなど読みやすくすることで情報に注目しやすくし、その施設を利用しようと思うことができるような広報活動に努めます。
- ・ 公民館図書室、児童館図書室、すこやかセンタープレイルーム絵本コーナーは、発達段階に応じた図書の充実と整備に努め、地域の子どもの保護者がいつでも利用しやすい、利用しなくなる環境づくりを推進します。

ボランティア等への支援

- ・ 地域の大人や保護者が、子どもの読書活動に関わり、自らの人生経験で蓄積された知識と感性を活かして「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高めることが、豊かで活力ある地域の活動につながるものと考えられます。そのような活動を進めていくためにも、まずは地域の大人や保護者が、ボランティア活動に楽しく参加できるように支援していきます。

(2) 学校等における読書活動の推進

① 保育園・幼稚園・認定こども園の園児の読書活動の推進

園文庫の充実

- ・ 新刊や読み継がれてきている絵本を厳選し、補充をしていきます。
- ・ 表紙を見せる・おすすめ絵本を紹介する等、園児・保護者が選びやすいように展示コーナーの設置を工夫していきます。
- ・ 市立図書館からの 50 冊の搬送絵本の利用については、園にない図書も多く、園文庫の充実のために、貸出しを行っている園が増えてきています。紛失破損を防ぐため、貸出しカードの確認点検を徹底しながら、貸出し利用を進めていきます。

読み聞かせの充実

- ・ 保育者による毎日の読み聞かせはもちろんのこと、ボランティアとの連携を図りながら、年齢・発達段階・興味・季節等に沿った絵本選び、保育者や友だちと様々なお話を味わう経験を重ねることで、「お話大好き!」「お話をもっと聞きたいな」「自分でも絵本を読んでみたいな」という気持ちを育てていきます。

保護者・地域との協働

- ・ 「第4次玉野市子ども読書活動推進計画」について、保護者に情報を提供し、意識を高めたり、絵本のよさ・読み聞かせの意義を伝えたりしていきます。
- ・ 家庭での取組を依頼するだけではなく、園内における家族（親子）読書活動の実施の機会を計画します。その際、読み聞かせの方法を知らせたり、心地よさを味わえるようにしたりすることで、園児が家族とともに絵本に親しむ機会が増えるよう積極的に支援していきます。
- ・ 新しい生活様式の中で工夫しながら、地域ボランティアとのつながりを大切にし、交流を深めていきます。
- ・ 市立図書館を利用して読書活動を行っている家庭があるので、市立図書館と連携し、情報の取得方法やイベント内容などをお知らせしていくことで、他の家庭にも読書活動が広まるようにしていきます。

② 小・中・高等学校の児童生徒の読書活動の推進

読書習慣の確立

- ・ 学校図書館を利用したり、「朝の読書」を行ったりすることを通して、より多く読書に親しむ機会をつくり、より充実した読書活動が展開できるよう努めます。そして、児童生徒一人一人の読書の実態に応じた多様な支援を多方面から行い、心に残る本と出会える機会を増やし、生涯にわたって自ら進んで楽しみながら読書する習慣が身につくように努めます。
小学校低学年では、興味関心にあわせた読書指導、高学年では、読書の幅を広げる読書案内、中学校では、目的に応じた図書資料の選択及び活用についての指導を積極的に行い、読書を生活の中で生かし、読書に親しむ態度の育成に努めます。
- ・ 各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を通して学校図書館の活用を図るとともに、図書資料と情報機器の利点を理解した使い分けができるように努めます。

学校図書館の活用

- ・ 学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な施設であり、①「読書センター」、②「学習センター」、③「情報センター」※12としての機能を有しています。各学校は、学習指導要領をふまえ、各教科等において学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めます。
- ・ 学校図書館は、児童生徒の最も身近な図書館として、日常生活において読書活動を活発に行うよう働きかけるとともに、児童生徒の発達段階に即した効果的な読書指導や読書支援を行い、読書習慣の形成を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、児童生徒の実態に応じた読書活動を計画するとともに、活動における支援の工夫や図書館資料の充実を図ります。
- ・ 図書委員会などの読書に関わる委員会活動は、他校との情報交換を積極的に行い、司書教諭（学校図書館担当教諭）や学校図書館司書の支援のもと、児童生徒が主体的に活動することで、読書への関心を高める取組を充実させます。

保護者・地域との協働

- ・ 保護者に対しては、家庭での読書時間の確保や、メディアコントロール※13、家読（うちどく）等の実践例、また、読書活動の意義や重要性についての科学的知見などを図書館だよりや学級懇談会等で呼びかけ、読書活動についての理解と関心を深めてもらうよう啓発活動に努めます。
- ・ 保護者や地域ボランティアの協力は欠かせないものとなっています。そのための人員確保に向けて市のHPでの募集や、市立図書館・公民館等でのポスター掲示などに努めると共に、読み聞かせ等の活動をより充実させるため、読み聞かせに関する講座等を案内します。また、学校と地域ボランティアとが互いに連絡を取り合うよう努めます。さらに、今後も継続して人材確保と知識・技術の向上を図ることに努めます。
- ・ 地域の人たちが、児童生徒の読書活動を支援できる環境づくりを広げられるよう、図書館だよりなどを通じて読書ボランティア募集等の情報を発信し、学校と地域の連携を進めていきます。
- ・ 多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や多様な人生経験としての読書活動の推進に資する様々な活動を推進していきます。
- ・ 地域の保育園・幼稚園・認定こども園と学校が連携し、園児・児童に本を読み聞かせるなど、他者に本を読んで喜ばれるという経験を味わうことで、児童生徒の自己肯定感を高めると共に、将来進んで子どもに絵本を読むことができ、自分自身も生涯にわたって豊かな読書活動を行うことができる人間の育成を目指します。

③ 教職員の資質の向上

司書教諭（学校図書館担当教諭）と学校図書館司書の研修

- ・ 司書教諭は、学校図書館の運営・活用の中心的な役割を担い、学校図書館司書は、本と人をつなぐ上で重要な役目を果たす直接的な立場にあります。両者の連携と協力は、児童生徒の豊かな読書活動を支えるために大切です。今後も、司書教諭と専任の学校図書館司書の配置が充実するよう努めるとともに、両者が共に学ぶ研修の機会を設けて、情報交流を図り、教職員の相互理解を深めながら、教室と学校図書館とのつながりを図っていきます。

学習活動の中での工夫

- ・ 新学習指導要領の、総則には、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」と明記されています。

そこで、授業において普段から学校図書館と児童を繋ぎ、生涯学習への素地を養うという視点をもって指導する必要があります。司書教諭と学校図書館司書、担任との連携を図り、国語科だけでなく、各教科等で単元の中に適切に学校図書館の活用を位置付けます。そうすることで、児童が図書館資料に計画的・継続的・効果的に、また日常的に触れることができ、授業への興味関心の質を高めたり、情報を収集、選択する機会をより多く与え、ひいては言語活動や探究活動をさらに活発化させ、主体的・対話的で深い学びの実現にむけた授業改善につなげることができます。

さらに、授業・特別活動の中で並行読書※14、ビブリオバトル※15、アニメシオン※16、ブックトーク※17、ブックコミュニケーション※18などの幅広い形での読書活動を取り入れることで、読書に親しむ態度の育成に努めます。

④ 学校図書館の整備

図書資料の充実

- ・ 学校図書館に期待されている「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を最大限発揮し、主体的・対話的で深い学びに資することができるよう、引き続き計画的な蔵書の充実を目指すとともに、図書資料以外の資料の収集を積極的に行い、将来的にネットワーク情報源等の活用も検討していきます。
- ・ 多様なニーズに対応するため、情報収集に努め、学校図書館相互や公共図書館との連携を大切にしながら、充実した資料提供を行います。

学校図書館の情報化

- ・ 図書館蔵書システムの操作等について研修を進め、より円滑にシステムを運用できるようにします。
- ・ 学校間の横断検索やインターネットを利用した外部からの蔵書検索など、学校図書館の蔵書をより利用しやすくする機能の導入について検討します。

※12 ①児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を引き起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場としての機能 ②児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする機能 ③児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする機能

※13 メディアコントロール ― テレビやパソコン、ゲーム機、スマートフォンなどの情報機器を長時間使用しないなど、適切に使用すること。

- ※14 並行読書 ― 各授業や単元の指導のねらいをよりよく実現するために、学習内容に関連する本や文章を読むことを位置付ける、指導上の工夫。
- ※15 ビブリオバトル ― 発表者たちがおすすめ本を持ち合い、持ち時間の中で書評した後、発表者と観客が投票で一番読みたくなった本を決定する読書活動。
- ※16 アニマシオン ― スペインで始まり、子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持っている読む力を引き出そうと開発・体系化した読書指導方法。計 75 の方法がある。
- ※17 ブックトーク ― 特定のテーマを決めて何冊かの本を順序よく紹介し、その利用を促す活動。
- ※18 ブックコミュニケーション ― 読書を介して、コミュニケーションをとる手法やプログラムなど。

(3) 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は子どもや高齢者に限らず、全ての世代の方々が生涯に渡って資料・情報・場所を活用し、問題解決や自己研鑽をおこなう「生涯学習の場」と捉えています。この観点から、乳幼児から中・高生まで、各世代それぞれに向けた読書活動の推進を行い、生涯学習につなげていくことが大切であると考えます。

① 子育て世代・乳幼児向けサービスの充実

親子が楽しむ読書環境の整備

- ・ “おはなしのへや”をはじめ、あかちゃんえほんコーナー等の館内フロアを整備し、より気軽に訪れやすく利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・ “ママともコーナー”を中心に、子育て世代向けの情報誌、パンフレット等の収集・提供を積極的に行うと共に、子育てに役立つ資料をはじめとしたコーナー内の開架資料の充実を推進します。
- ・ 随時乳幼児向けのおはなし会を開催し、併せて保護者の方々に本の選び方や読み聞かせのしかたなどをお伝えします。

家庭での読書推進の支援

- ・ 子どもと本との出会いの場であるブックスタート事業に継続して協力し、実施内容や提供資料の工夫を図り、また、利用カード作成を促し図書館への来館を働きかけます。
- ・ 図書館司書があらかじめ選定した『赤ちゃんパック』の内容と数を充実し、情報提供も併せての利用促進を図ります。
- ・ 幼稚園や保育園への配本内容の充実や移動図書館車「めばる号」の訪問を検討し、保護者の方への働きかけを強化します。

② 子ども向けサービスの充実

資料および各種事業の充実

- ・ 子どもの年齢に応じた幅広い図書の選定を行い絵本や児童書の充実を図ります。
- ・ 定例のおはなし会の開催に加え、拡大版である“おはなし会スペシャル”の随時開催、職員による“まいにちおはなし会”の開催を継続し、多彩な内容での実施により、参加者の固定化を改善します。
- ・ おはなし会に限らず、スタンプラリーや工作会、映画上映会、プログラミング講座、調べ学習に役立つ講座等々、多彩なイベントを開催し図書館への来館を促すとともに関連資料の提供を行うことで資料の利用にもつなげていきます。

情報提供、研修・講座の充実

- ・ 各年齢、学年向けの推薦図書等の情報収集に努め、パンフレット、資料の提供を推進します。
- ・ 「子ども向けとしょかんだより」「子ども向けしんかんあんない」など、子どもも読めるものを作成し、大人から教えてもらうのではなく自分で情報を得られる機会の提供を図ります。
- ・ 外部講師を招いての読み聞かせ講座や本の選び方に関する研修を実施し、子どもたちや保護者の方、ボランティア等の積極的参加を推進します。

③ ティーンズ向け事業の推進

来館を促すための取組推進

- ・ ティーンズコーナーの雰囲気づくりを中心に整備を行い、本来の対象である中高生が落ち着いて過ごせる居心地の良い環境づくりに努めます。
- ・ 部活、進学、仕事等の興味関心に合わせた資料の収集や展示を実施するほか、中高生対象に特化したイベントの開催を計画し、来館と資料利用を促進します。
- ・ 『ティーンズ図書館だより』の発行を継続すると共に、SNSを活用したイベントや本の紹介等の情報発信に注力します。
- ・ チャレンジワークや職場体験等を積極的に受け入れると共に、より図書館に興味を持ってもらえる様、内容を工夫し再来館を促します。

双方向コミュニケーションの推進

- ・ チャレンジワークでの「おすすめ本紹介POP」の作成を継続するとともに、コミュニケーションボードやSNS等の活用を検討し、中高生からの情報発信に対して利用者が読後の感想を伝えられる等の工夫を図ります。
- ・ 各学校の図書委員による展示や取組等を図書館が中心となって情報発信し、各校間や利用者との交流を促進します。

④ 学校および各施設、関係団体との連携強化

各施設との情報交換と交流の推進

- ・ 幼稚園、保育園、認定こども園、学校をはじめとする関係各施設の方々と定期的に情報交換を行う機会を設け、図書館で必要とされている資料を中心に要望を伺い、選書に役立てると共に、資料や支援事業の充実を図ります。
- ・ 公民館図書室においては図書貸出員会議を継続し、配本内容の充実や蔵書の更新、支援の強化を図ります。

ボランティア団体等との連携、ネットワークの強化

- ・ 「絵本だいすきたまの」をはじめとするボランティア団体・個人の方々に、引き続き積極的な配慮・協力と、活動の場の提供を行い、良好な関係と支援を継続します。
- ・ 保護者、読書ボランティア等を対象とした講演会や講座を開催して支援に努めるほか、“子ども司書養成講座”等の事業を継続し、ボランティアの養成を図ります。
- ・ 図書館が中心となって情報収集と発信を行い、ボランティアネットワークづくりに努め、活動の輪を広げていきます。

(4) 子どもの年齢に応じた読書活動推進の働きかけ

	乳・幼児期	小学生期	中・高校生期
家庭・地域における 読書活動の推進	・ブックスタート事業 ・児童館でのおはなし会 ・幼児クラブでのおはなし会 ・児童館図書室の充実 ・すこやかセンタープレイ ルームへの乳幼児向け絵本 の設置 ・移動図書館車の活用 ・公民館図書室の充実 ・保護者への啓発	・子ども楽級での読み聞かせ ・家読の推進 ・メディアコントロール等で読書時間を確保	・学生ボランティアの活動 の場を提供
学校等における 読書活動の推進	・園文庫の充実 ・保護者への啓発 ・教職員・ボランティアによる読み聞かせ	・学校図書館の整備 ・学校図書館の活用 ・朝の読書・一斉読書 ・発達段階に応じた読書指導	・学生ボランティアの活動 の場を提供
市立図書館における 読書活動の推進	・親子が楽しむ読書環境の整備 ・家庭での読書推進の支援 ・各施設との情報交換と交流の推進 ・ボランティア団体等との連携、 ネットワークの強化	・資料および各種事業の充実 ・情報提供、研修・講座の充実	・来館を促すための取組の 推進 ・双方向コミュニケーション の推進

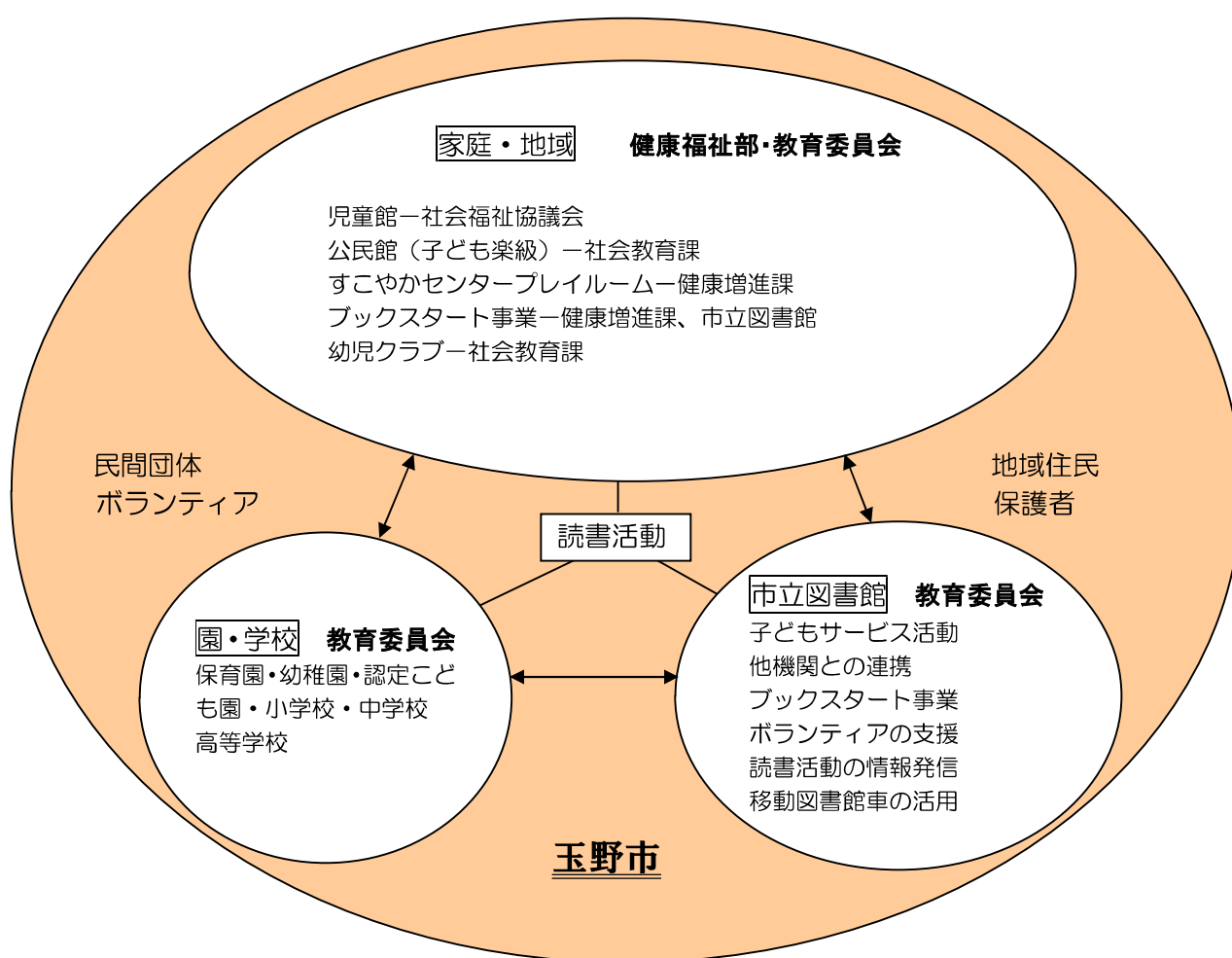
(5) 第4次玉野市子ども読書活動推進計画の相互協力と啓発活動の推進

子ども読書活動の推進に向けて、市立図書館、園・学校、関係諸施設等の子ども読書活動に関わる機関や部局と連携を図り、相互協力しながら子どもが読書に親しみ、よい本との出会う環境を作る体制が必要です。

子ども読書活動推進計画が地域社会に広く理解されるよう啓発広報に取り組むことが重要です。

① 各機関の推進体制と相互協力

- 家庭・地域、学校等、市立図書館における子ども読書活動推進を行うには、各機関との連携及び相互協力が必要であり、また、子育て支援の各部局と連携を深めた推進体制の取組が必要です。



【図表1】各機関の読書活動推進計画実施体制と相互協力体制のイメージ図

② 第4次子ども読書活動推進計画の啓発広報

- 子ども読書活動推進を広く啓発広報するために「子どもの読書の日」を中心に、市立図書館、園・学校等でおはなし会などの行事を実施していきます。
- 公共施設では地域住民に、園・学校等においては各家庭に、子ども読書活動推進計画の啓発広報を推進します。

3 第4次玉野市子ども読書活動推進計画で実行する3つの取組

第4次計画で取り組む施策の実施状況と効果を検証するため、数値目標を設定し、進捗状況を把握・検証しながら計画を実行します。

1 家庭・地域・学校等が連携した読書習慣の定着の推進

家庭や地域、保育園・認定こども園・幼稚園、学校、市立図書館、放課後児童クラブ等で連携し、絵本や本、教科書などにふれながら、地域をあげて子どもの読書習慣の定着に努める。

【数値目標①】

「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」という質問に対し、読書を1日当たり「全くしない」と回答する児童の割合

21.4%【R1年度（2019年度）】 → 15%未満【R7年度（2025年度）予定】

R1年度は全国学力・学習状況調査（小6）の結果

読書を全くしない（21.4%）

以後は小学5年生対象アンケート結果により検証

2 ボランティアなどと協働した読み聞かせの推進

地域のボランティアと協働し、学校園にて地域ボランティアによる読み聞かせを行い、本との出会いや読書のきっかけづくりを進める。

【数値目標②】

ボランティアなどと協働した読み聞かせ会等の実施校園数

27校園【R2年度（2020年度）】 → 37校園以上【R7年度（2025年度）予定】

市内調査対象学校園数 42校園（令和2年度）

3 読書推進につながる家庭教育の支援

親子の繋がりを深めるためにも乳幼児期からの読書習慣の定着を進め、家庭での読み聞かせを行う回数を増加させる。

【数値目標③】

保育園・認定こども園・幼稚園などの年長児保護者が「読み聞かせはどれくらいの頻度でしますか。」という問いに、「週3日以上」と回答する人の割合

36%【R2年度（2020年度）】 → 40%【R7年度（2025年度）予定】

年長児保護者対象アンケート結果により検証

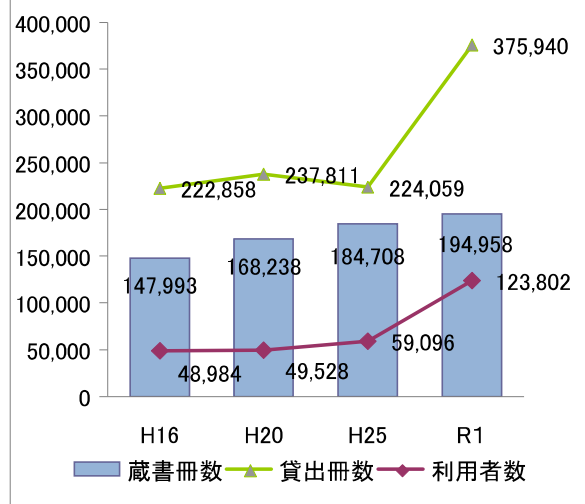
資 料

- 統 計
- 玉野市子ども読書活動関連事業一覧
- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 学校図書館法
- 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

市立図書館統計

(1) 年度別実績《図書資料(一般書・児童書)の統計数値》

年度	人口	蔵書冊数	利用者数	貸出冊数	図書購入費 (千円)
平成16年度	68,823	一般書	48,984	127,155	6,985
		児童書		95,703	4,268
		計		222,858	11,253
平成20年度	66,424	一般書	49,528	145,672	5,114
		児童書		92,139	2,886
		計		237,811	8,000
平成25年度	63,246	一般書	59,096	133,426	5,969
		児童書		90,633	3,990
		計		224,059	9,959
令和元年度	58,558	一般書	123,802	232,087	8,308
		児童書		143,853	2,807
		計		375,940	11,115



(2) サービス指標

項 目		平成16年度	平成20年度	平成25年度	令和元年度
人口1人当たりの貸出冊数	貸出冊数／人口	3.2	3.6	3.8	6.8
利用者の平均貸出冊数	貸出冊数／利用者数	4.5	4.8	3.8	3.2
人口1人当たりの蔵書冊数	蔵書冊数／人口	2.2	2.5	3.0	3.4
人口1人当たりの図書購入費	図書購入費／人口(円)	163.5	120.4	157.4	199.0
蔵書回転率	貸出冊数／蔵書冊数	1.5	1.4	1.2	1.9

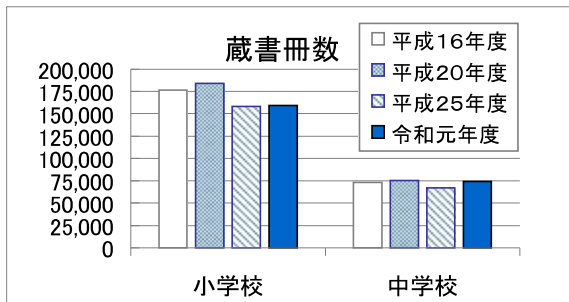
小・中学校図書館統計

小学校

年度	蔵書冊数	1人当たりの蔵書冊数	1人当たりの貸出冊数
平成16年度	176,766	75	108
平成20年度	184,180	109	130
平成25年度	158,258	57	118
令和元年度	159,272	67	125

中学校

年度	蔵書冊数	1人当たりの蔵書冊数	1人当たりの貸出冊数
平成16年度	73,336	45	12
平成20年度	75,305	52	15
平成25年度	67,096	43	17
令和元年度	74,422	61	18



※蔵書冊数

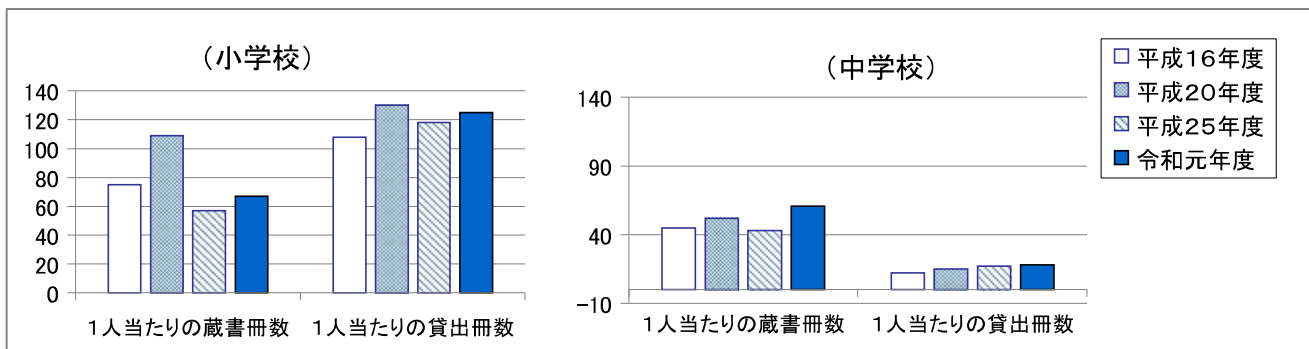
小学校14校・中学校7校の蔵書の合計

※一人あたりの蔵書冊数

各小学校・中学校の一人当たりの蔵書冊数の平均

※一人当たりの貸出冊数

各小学校・中学校の一人あたりの年間貸出冊数の平均



玉野市子ども読書活動事業一覧(令和2年度実施)

《保育園・認定こども園》

※新型コロナウイルス感染症により、中止となった活動を含みます。

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備 考
園文庫貸出	家庭に持ち帰り親子で絵本をみる。	①週1回 ②毎日貸出	①②園児・保護者	『各保育園・認定こども園』 ①黒板、手作り看板、声かけなどして貸出日を知らせる。 ②新刊案内・おすすめの絵本の紹介 ③園だより等で絵本の読み聞かせについての啓発
		①週1回	①園児・保護者	『各保育園・認定こども園』 ①降園時に保護者と一緒に本を借りる。 ②おたよりや園文庫コーナーで、新刊やおすすめ絵本紹介をする。
担任による絵本の読み聞かせ	各年齢に応じて集団または個別に読み聞かせる。	毎日	園児	『各保育園・認定こども園』 毎日の保育の中で、集団または個別に読み聞かせをする。
	絵本の与え方を知らせると共に、親子でふれあいながら絵本をみる。	園庭開放時	地域の親子	『各保育園・認定こども園』 地域によっては老人クラブとの交流もある。
ボランティア等による絵本の読み聞かせ	地域ボランティア・保護者ボランティアによる読み聞かせ	①②④月2回 ③⑤⑥月1回	①③⑤園児 ②④園児(3・4・5歳児) ⑥園児(4・5歳児)	①『玉認定こども園』 「お話交流会」で実施。読んでもらった絵本や写真を掲示し、様子を保護者へ伝える。 ②『玉原認定こども園』 ③『和田保育園』 おはなし会で読んでもらった絵本の写真を、園文庫コーナーへ掲示 ④『大崎認定こども園』 ⑤『八浜認定こども園』 ⑥『サンマリン認定こども園』 英語と日本語による読み聞かせを実施
	小学生による読み聞かせ	①年2回 ②年3回 ③年1回	①③園児(3・4・5歳児) ②園児(5歳児)	①『玉原認定こども園』 玉原小学校図書委員による読み聞かせ ②『大崎認定こども園』 大崎小学校図書委員による読み聞かせ ③『八浜認定こども園』 八浜小学校図書委員による読み聞かせ
新刊絵本紹介	新刊絵本として知らせ読み聞かせる。	随時	園児・保護者	『一部保育園・認定こども園』 ①各クラスで読み聞かせをした後、貸出し絵本にする。 ②新刊コーナーに設置し、ポップをつけるなどして紹介する。
月刊絵本 クラスで同じ絵本を購入	家庭に持ち帰り親子で絵本をみる。	各クラス	園児・保護者	『各保育園・認定こども園』
市立図書館利用	絵本の配本	1ヶ月に1回	園児・職員	『各保育園・認定こども園』 毎月違う絵本の配本を受け、読み聞かせ等に利用する。
	玉原市民センター内図書館の利用	3学期	5歳児	『玉原認定こども園』 ①図書館で友達や先生といろいろな絵本や図鑑など見て楽しむ。 ②公共の場所での過ごし方を体験して知る。
	職員の自己研修 保護者への利用啓発	随時	職員・保護者・園児	『和田保育園』『大崎認定こども園』『槌ヶ原ちどり保育園』 ①職員の自己研修に利用 ②園に無い絵本の利用 ③保護者への利用啓発
	集会などの催し物として大型紙芝居や大型絵本を借りる。	随時	職員	『各保育園・認定こども園』

《幼稚園》

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備 考
園文庫貸出	家庭に持ち帰り親子で絵本をみる。	①毎日貸出 ②週1回 ③夏休み中	園児・保護者	『各幼稚園』 ①新刊案内・おすすめ絵本の紹介 ②利用日を決め、クラス毎に貸出し ③夏休み中も貸出し日を決めて貸出し
担任による絵本の読み聞かせ	幼児の育ちや興味に沿ったものまた、季節感のある絵本や物語の読み聞かせ	①毎日 ②夏休み中貸出し日	①園児 ②園児・保護者	『各幼稚園』 図書の利用を夏休み中も続けられるように、教師による読み聞かせを実施する。
ボランティア等による絵本の読み聞かせ	幼児の育ちや興味に沿ったものまた、季節感のある絵本や物語の読み聞かせ	①年1回:保護者ボランティア ②年5回:地域ボランティア ③年2回:その他のボランティア	園児	『田井幼稚園』 ③絵本について詳しい方が、事前に幼児が最近経験したことや興味などについて打ち合わせを行ってから読み聞かせをする。
		①年5回:保護者ボランティア ②月1回:地域ボランティア	園児	『宇野幼稚園』 ①毎年保護者ボランティアをつのり、読み聞かせを実施する。
		①年3回:保護者ボランティア ②月1回:地域ボランティア	園児	『和田幼稚園』 ボランティアが自分の担当年齢に応じた絵本を選び、読み聞かせをする。
		①月1回:地域ボランティア ②月1回:保護者ボランティア	園児	『日比幼稚園』
		月1回:地域ボランティア	園児	『荘内南幼稚園』
		月1回:保護者ボランティア	園児	『荘内幼稚園』
親子読書	親子で絵本をみる。	①月1回 ②参観日	園児・保護者	①『荘内幼稚園』 ②『荘内南幼稚園』
市立図書館利用	市立図書館から毎月配本される絵本の利用	毎日貸出し	園児・保護者	『各幼稚園』
	移動図書館車(めばる号)の利用	月1回	園児	『日比幼稚園』『荘内南幼稚園』 移動図書館車が来館した時に自分の好きな絵本を借り、家庭に持ち帰り親子で見る。
小学校図書館利用	小学校の図書館で、絵本を見たり、司書や小学生による読み聞かせをしてもらう。	①1日入学時 ②2学期以降に5～6回	5歳児	①『田井幼稚園』 ②『荘内幼稚園』『荘内南幼稚園』
親子ふれあいタイム(絵本デー)	親子で月刊絵本や園文庫、図書館から配送されている絵本等をみる。	週1回	園児	『日比幼稚園』 保護者の膝の上でふれあいを楽しみながら絵本を読んでもらう。
親育ち応援学習プログラム	読み聞かせについての学習プログラムの実施	年1回	3歳児保護者	『田井幼稚園』

《小学校》

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備 考
読書週間行事	・ペア学年による絵本の読み聞かせ ・お話集会（パネルシアター、影絵、大型紙芝居、寸劇、紙芝居など） ・読書ビンゴ、スタンプラリー、読書郵便、読書パズル、読書クイズ、しおりコンクール、読書すごろく、辞書早引き大会、感想文の朗読など ・図書委員・先生による本の紹介など	5月～ 6月 10月～12月	全校児童	『各小学校』 市内各小学校の行事内容を列記
絵本の読み聞かせ （異学年間の交流）	縦割りグループでの絵本の読み聞かせ （高学年児童が低学年児童への絵本の読み聞かせ）	年間 1～3回	全校児童	『各小学校』 <名称> 絵本の広場 なかよし読書 なかよし集会 フレンド読書 わくわく活動など
朝の読書	全校一斉に始業前の10～20分間、児童と教師が教室で共に読書をする。（教師や図書委員、ボランティアによる、絵本の読み聞かせ等も含む）	毎週1～5回 10～15分 読書週間中は毎日	全校児童	『各小学校』
ボランティア等による活動	朝の読書の時間などに絵本や紙芝居の読み聞かせ	①週1回～学期3回 ②年間1回	全校児童	①『各小学校』 保護者・地域ボランティア ②『玉小学校』『荘内小学校』 中学生
	ボランティアによる行事（パネルシアター・読み聞かせ・大型絵本・大型紙芝居・ストーリーテリングなど）	読書週間 夏休み開館日（玉小学校・八浜小学校）	全校児童 低学年と高学年	『各小学校』 保護者・地域ボランティア・ボランティア団体など
図書委員会児童による啓発活動	・朝や昼休みに紙芝居や絵本の読み聞かせ ・雨の日や読書週間行事としての紙芝居や絵本の読み聞かせ ・新しい本やおすすめの本の紹介 ・広報活動（図書館のレイアウト、本紹介のポップ作り、校内放送など） ・利用案内 ・館内整理	随時	全校児童 図書委員会児童	『各小学校図書委員会』
幼稚園・保育園・地域施設への読み聞かせ	一日入学の行事や学級活動、委員会活動などで、児童から地域の幼稚園、保育園、認定こども園、地域施設への読み聞かせを行う。	随時	園児など	『田井小学校』『宇野小学校』『玉原小学校』『日比小学校』『八浜小学校』『大崎小学校』
家族読書	家庭での読書活動を推進する。	①②随時 ③年5回	全校児童	①『各小学校』 ②『田井小学校』『玉原小学校』 家族読書カードを定期的に配布 ③『日比小学校』
学校図書館の開放	・保護者や地域の人へ図書の出し ・PTA文庫の貸出し		保護者・地域の人	『日比小学校』『後閑小学校』
	保育園・幼稚園児の学校図書館利用体験	①一日入学行事の日 ②3学期中に1～3回 ③月1回	①②③地区の保育園・幼稚園5歳児	①『荘内小学校』『田井小学校』 ②『八浜小学校』 ③『大崎小学校』
市立図書館との連携	授業で活用する本や児童のリクエスト本の貸出し	随時	全校児童	『各小学校』

《中学校》

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備考
読書週間行事	・しおりコンクール、POPコンクール、俳句コンクール ・名言コンテスト ・読書クイズ・読書バズル・読書ビンゴ・読書おみくじ等 ・感想文の朗読 ・本の展示・掲示・紹介 ・小説・詩などの募集 ・本の中で感銘を受けた文・言葉の募集 ・パネルシアター ・朝読時の読み聞かせ(担任)など	1～2週間 (1・2・3学期、各学校で異なる)	全校生徒	『各中学校』
朝の読書	始業前の10分間 学級文庫の設置	週1～5回(通年)	全校生徒と 全教職員	『各中学校』
ボランティアによる活動	朝の10分間読書時に読み聞かせ	①③④月2回 ②月1回	①1・2年生 ②③④全校生徒	①『玉中学校』 ②『山田中学校』 ③『八浜中学校』 ④『日比中学校』『東兎中学校』
委員会の活動	・ライブラリーアワー(給食時間) ・図書館だより ・本の紹介(新刊・テーマ別等) ・掲示(館内・廊下など) ・カウンター当番 ・利用案内 ・館内整備 ・文化祭への参加 図書委員によるお話し会・読み聞かせ(絵本・大型絵本)・エプロンシアター・クイズなど	年間 ①②読書週間中 ③夏季休業中 ④8月・12月 ⑤12月	全校生徒 学区の小学校など ④8月は市立図書館	『各中学校』 ①『山田中学校図書委員会』 ②『東兎中学校図書委員会』 ③『宇野中学校図書委員会』 ④『荘内中学校図書委員会』 ⑤『玉中学校図書委員会など』
学校図書館の開放	保護者や地域の人へ図書の貸出し	随時	保護者・地域の人	『玉中学校』『日比中学校』『八浜中学校』

《玉野商工高等学校》

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備考
『図書館だより』発行	新着図書案内、利用統計、図書委員推薦、図書等を配布、又は教室掲示	1～2ヶ月に1回 (学期で2～3回)	生徒・教職員	
夏季課題として読書記録を生徒に提出させる (1・2年生)	夏季課題として1冊以上本を読み、読書記録を提出させる。	年1回	生徒	国語科主導
蔵書整備	新規図書購入と廃棄を計画的に行い、蔵書整備を行う。	通年	生徒(図書委員・一般生徒)教職員	
各種フェアの実施 (H20年度より実施)	図書室の活用を啓発するために、図書委員生徒が主体となり、フェアの企画・実施を行う。	7月:夏の読書週間フェア 11月～12月:クリスマスフェア	生徒・教職員	イベント実施により図書室に足を運ぶ生徒を増やし、本に触れる生徒を増やすことが目的である。
文化祭での展示 (H20年度より実施)	図書委員生徒が玉野市政80周年をテーマに展示物を製作する。	年1回(10月)	図書委員生徒	
朝読書	朝学習の10分間で実施する。	年2回(7月・12月)	生徒・教職員	
読書LHR	LHRで、全校一斉読書を行う。	年1回(6月)	生徒・教職員	10,000字程度の抜粋テキストを使用し、LHR(45分)で一斉読書を行う。

《社会教育課》

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備考
玉野市地域子ども 楽級	図書室開放	通年	子ども楽級登録者他	
	読み聞かせ	夏休み中8回	子ども楽級登録者	たま子ども楽級

《児童館》

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備考
わくわくランド 巡回児童館事業	絵本の紹介、紙芝居、絵本の読み聞かせ	年9回	乳幼児とその保護者	①児童館日より、広報たまのなどでお知らせ ②実施場所近隣の市民センターや店舗へのポスター掲示依頼
にこにこタイム 親子ふれあい活動	紙芝居、絵本の読み聞かせ	年8回	乳幼児とその保護者	①児童館日より、広報たまのなどでお知らせ ②実施場所近隣の市民センターや店舗へのポスター掲示依頼
えほんの時間	ボランティアによる紙芝居、絵本の読み聞かせ	月4回程度 (水曜日)	乳幼児とその保護者	①年間予定のチラシ配布 ②広報たまの、児童館日より、メールマガジンなどでお知らせ ③カードの作成 ④子どもの顔写真の掲示
ぷちにこタイム	職員による紙芝居、絵本の読み聞かせ	月2～3回程度 (木曜日)	乳幼児とその保護者	①年間予定のチラシ配布 ②広報たまの児童館日より、メールマガジンなどでお知らせ ③カードの作成 ④子どもの顔写真の掲示

《図書館》

事業名	活動の内容	実施期日	参加対象	備考
ブックスタート事業	10か月児健診時にブックスタート事業の説明とともに、絵本リスト「この本読んで！」を配布	毎月 第1金曜日	10か月児健診の親子	
おはなしのひろば	ボランティアグループや読書ボランティアによる絵本の読み聞かせや紙芝居、工作等	毎月 第4日曜日	幼児・児童及び保護者	
おはなしどんどんランド	ボランティアグループや読書ボランティアによる絵本・紙芝居の読み聞かせなど	毎月 第2土曜日	幼児・児童及び保護者	
おはなしのひろば スペシャル	年間3回程度、場所と時間を拡大して開催し、毎回3団体程度の様々なボランティア団体に出演をいただく。	夏休み・読書週間等	幼児・児童及び保護者	
えいごで本を楽しもう！	ボランティアによる英語の絵本の読み聞かせ等を行う。	毎月第3土曜日	幼児・児童及び保護者	
まいにちおはなし会	図書館スタッフによるおはなしかいを毎日開催	毎日	幼児・児童及び保護者	
広報活動の充実	『図書館だより』『新刊案内』の配布 SNSの活用	毎月／随時	幼児・児童・生徒 保護者	
調べ学習支援	調べ学習おうえん隊 海洋博物館連携講座 科学教室 など	夏休み期間中他、随時	幼児・児童及び保護者	
公民館連携講座	自由研究特別講座 絵本に出てくる料理など	随時	幼児・児童及び保護者	
その他各種児童向け 各種事業	児童向け映画上映会 おもちゃの病院 ボードゲーム体験 プログラミング講座 子ども司書養成講座 読書ラリー ぬいぐるみのお泊り会など	随時	幼児・児童及び保護者	
青少年向け事業	ティーンズコーナーの充実 青少年向け図書館だよりの発行 各校図書委員との連携展示 ミュージアム連携「本づくりワークショップ」	随時	中・高生	
子育て世代向け事業	読み聞かせ講座 ママともコーナーの活用	随時	保護者	
アウトリーチ活動	おもちゃ王国出展 深山イギリス庭園 出張おはなし会など	随時	幼児・児童及び保護者	

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日 法律第91号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法

(昭和28年8月8日 法律第185号)
(改正 平成19年6月27日 法律第96号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（設置者の任務）

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

（司書教諭の設置の特例）

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

学校図書館法の一部を改正する法律

(平成26年6月27日 法律第93号)

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圈、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実・高度化に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供力(図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- ① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に應えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4のに定める職員のほか、第二の二の1、(一)3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

第4次玉野市子ども読書活動推進計画
～たまのふれあい読書プラン～

令和3年3月

発 行	玉野市・玉野市教育委員会
問い合わせ	玉野市教育委員会社会教育課
〒706-8510	玉野市宇野1丁目27-1
電 話	0863-32-5577
FAX	0863-32-1329